

仕 様 書

1 概要

殿町小学校ほか43校で使用する公衆街路灯の電力の供給

- (1) 件名 殿町小学校ほか43校で使用する公衆街路灯の電力の供給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 学校
- (4) 契約種別 公衆街路灯A

2 仕様

(1) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 A (アンペア) (またはKVA) については、別紙のとおり
- イ 予定使用電力量 40w…197灯
60w…1灯
100w…1灯
200w…1灯

(予定使用電力量は、別紙1「公衆街路灯一覧」のとおり)

(2) 契約期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

(3) 電力量等の検針

- ア 電力会社の検針方法 検針員による検針
- イ 計量器 電力需給用複合計器 (通信機能なし)

(4) 需給地点

需要場所における川崎市が設置した主幹開閉器との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 契約電力1キロワット及び電力量1キロワット時の単価の単位は1銭とする。

エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

オ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

キ 本仕様書及び契約約款等に定めのない事項について、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(4) 料金の請求は、学校ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行うこと。請求の際には、紙の請求書のほかに、学校ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、Microsoft Excel や CSV 形式等のファイルとし、別紙1の番号順に学校ごとのデータを並べたものとする。

また、請求額の算定にあたっては、学校ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を学事課、各学校へ通知すること。

4 添付資料

別紙1「公衆街路灯一覧表」

別紙1 公衆街路灯一覧表

40W

No.	校種	学校名	電気使用場所	契約種別	定額電灯・機器 (40W)
1	02	殿町小学校	川崎市川崎区殿町1丁目17-19	公衆街路灯 A	2
2	02	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2丁目4-19	公衆街路灯 A	2
3	02	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2丁目4-19	公衆街路灯 A	2
4	02	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3丁目2-1	公衆街路灯 A	2
5	02	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3丁目2-1	公衆街路灯 A	2
6	02	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3丁目2-1	公衆街路灯 A	2
7	02	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3丁目2-1	公衆街路灯 A	2
8	02	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3丁目2-1	公衆街路灯 A	1
9	02	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3丁目2-1	公衆街路灯 A	6
10	02	さくら小学校	川崎市川崎区桜本1丁目9-15	公衆街路灯 A	2
11	02	さくら小学校	川崎市川崎区桜本1丁目9-15	公衆街路灯 A	2
12	02	大島小学校	川崎市川崎区浜町1丁目5-1	公衆街路灯 A	2
13	02	大島小学校	川崎市川崎区浜町1丁目5-1	公衆街路灯 A	2
14	02	大島小学校	川崎市川崎区浜町1丁目5-1	公衆街路灯 A	2
15	02	東小田小学校	川崎市川崎区小田5丁目11-20	公衆街路灯 A	2
16	02	田島小学校	川崎市川崎区渡田1丁目20-1	公衆街路灯 A	2
17	02	田島小学校	川崎市川崎区渡田1丁目20-1	公衆街路灯 A	2
18	02	田島小学校	川崎市川崎区渡田1丁目20-1	公衆街路灯 A	2
19	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
20	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
21	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
22	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
23	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
24	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
25	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
26	02	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	公衆街路灯 A	2
27	02	幸町小学校	川崎市幸区中幸町2丁目17	公衆街路灯 A	2
28	02	幸町小学校	川崎市幸区中幸町2丁目17	公衆街路灯 A	2
29	02	南河原小学校	川崎市幸区都町18	公衆街路灯 A	2
30	02	古市場小学校	川崎市幸区古市場1丁目1	公衆街路灯 A	2
31	02	木月小学校	川崎市中原区木月4丁目53-1	公衆街路灯 A	2
32	02	木月小学校	川崎市中原区木月4丁目53-1	公衆街路灯 A	2
33	02	木月小学校	川崎市中原区木月4丁目53-1	公衆街路灯 A	2
34	02	東住吉小学校	川崎市中原区木月住吉町1-11	公衆街路灯 A	2
35	02	西丸子小学校	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目19-1	公衆街路灯 A	2
36	02	宮内小学校	川崎市中原区宮内2丁目4-1	公衆街路灯 A	1
37	02	宮内小学校	川崎市中原区宮内2丁目4-1	公衆街路灯 A	1
38	02	宮内小学校	川崎市中原区宮内2丁目4-1	公衆街路灯 A	1
39	02	宮内小学校	川崎市中原区宮内2丁目4-1	公衆街路灯 A	1
40	02	宮内小学校	川崎市中原区宮内2丁目4-1	公衆街路灯 A	1
41	02	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3丁目35-1	公衆街路灯 A	2
42	02	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3丁目35-1	公衆街路灯 A	2
43	02	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3丁目35-1	公衆街路灯 A	2
44	02	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3丁目35-1	公衆街路灯 A	2
45	02	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3丁目35-1	公衆街路灯 A	2
46	02	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3丁目35-1	公衆街路灯 A	2
47	02	新城小学校	川崎市中原区下新城1丁目15-1	公衆街路灯 A	6
48	02	久末小学校	川崎市高津区久末647	公衆街路灯 A	2
49	02	野川小学校	川崎市宮前区西野川2-19-1	公衆街路灯 A	2
50	02	野川小学校	川崎市宮前区西野川2-19-1	公衆街路灯 A	2
51	02	野川小学校	川崎市宮前区西野川2-19-1	公衆街路灯 A	2
52	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
53	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
54	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
55	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
56	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
57	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
58	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2

別紙1 公衆街路灯一覧表

40W

No.	校種	学校名	電気使用場所	契約種別	定額電灯・機器 (40W)
59	02	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	公衆街路灯 A	2
60	02	向丘小学校	川崎市宮前区平1丁目6-1	公衆街路灯 A	2
61	02	向丘小学校	川崎市宮前区平1丁目6-1	公衆街路灯 A	2
62	02	向丘小学校	川崎市宮前区平1丁目6-1	公衆街路灯 A	2
63	02	菅生小学校	川崎市宮前区菅生1-5-1	公衆街路灯 A	2
64	02	中野島小学校	川崎市多摩区中野島3丁目12-1	公衆街路灯 A	2
65	02	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2丁目19-1	公衆街路灯 A	2
66	02	三田小学校	川崎市多摩区三田3丁目6-4	公衆街路灯 A	2
67	02	生田小学校	川崎市多摩区生田7丁目22-1	公衆街路灯 A	2
68	02	南百合丘小学校	川崎市麻生区王禅寺西1丁目26-1	公衆街路灯 A	2
69	02	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6丁目3-1	公衆街路灯 A	2
70	02	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6丁目3-1	公衆街路灯 A	2
71	02	柿生小学校	川崎市麻生区片平3丁目3-1	公衆街路灯 A	2
72	02	柿生小学校	川崎市麻生区片平3丁目3-1	公衆街路灯 A	2
73	02	柿生小学校	川崎市麻生区片平3丁目3-1	公衆街路灯 A	2
74	03	川中島中学校	川崎市川崎区藤崎2丁目19-1	公衆街路灯 A	2
75	03	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1丁目2-4	公衆街路灯 A	2
76	03	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1丁目2-4	公衆街路灯 A	2
77	03	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1丁目2-4	公衆街路灯 A	2
78	03	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1丁目2-4	公衆街路灯 A	2
79	03	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2丁目11-22	公衆街路灯 A	2
80	03	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2丁目11-22	公衆街路灯 A	2
81	03	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2丁目11-22	公衆街路灯 A	2
82	03	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2丁目11-22	公衆街路灯 A	2
83	03	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1	公衆街路灯 A	2
84	03	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2丁目17-1	公衆街路灯 A	2
85	03	東橘中学校	川崎市高津区子母口730	公衆街路灯 A	2
86	03	橘中学校	川崎市高津区千年1300	公衆街路灯 A	2
87	03	高津中学校	川崎市高津区久本3丁目11-2	公衆街路灯 A	4
88	03	高津中学校	川崎市高津区久本3丁目11-2	公衆街路灯 A	1
89	03	宮崎中学校	川崎市宮前区宮崎107	公衆街路灯 A	2
90	03	宮崎中学校	川崎市宮前区宮崎107	公衆街路灯 A	2
91	03	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5丁目11-1	公衆街路灯 A	2
92	03	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5丁目11-1	公衆街路灯 A	2
93	03	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5丁目11-1	公衆街路灯 A	2
94	03	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5丁目11-1	公衆街路灯 A	2
95	03	西生田中学校	川崎市麻生区高石3丁目25-1	公衆街路灯 A	2
96	03	西生田中学校	川崎市麻生区高石3丁目25-1	公衆街路灯 A	2
97	04	川崎高等学校	川崎市川崎区中島3丁目3-1	公衆街路灯 A	2

計 197

60W

No.	校種	学校名	電気使用場所	契約種別	定額電灯・機器 (60W)
1	02	田島小学校	川崎市川崎区渡田1丁目20-1	公衆街路灯 A	1

100W

No.	校種	学校名	電気使用場所	契約種別	定額電灯・機器 (100W)
1	03	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4丁目31	公衆街路灯 A	1

200W

No.	校種	学校名	電気使用場所	契約種別	定額電灯・機器 (200W)
1	03	平中学校	川崎市宮前区平3丁目15-1	公衆街路灯 A	1

仕 様 書

1 概要

川崎市立渡田小学校ほか5校で使用する定額電灯の電力の供給

- (1) 件名 川崎市立渡田小学校ほか5校で使用する定額電灯の電力の供給
- (2) 需要場所 別紙2のとおり
- (3) 業種及び用途 学校
- (4) 契約種別 定額電灯

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流単相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 200ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 200ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電方式
- カ 蓄熱式負荷設備 無

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 A（アンペア）（またはKVA）は別紙のとおり
- イ 予定使用電力量 40w…4灯
60w…5灯
100w…1灯
50VA…2灯
100VA…4灯

（予定使用電力量は、別紙2「定額電灯一覧」のとおり）

- (3) 契約期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

- (4) 電力量等の検針

- ア 電力会社の検針方法 検針員による検針
- イ 計量器 電力需給用複合計器（通信機能なし）

- (5) 需給地点

需要場所における川崎市が設置した主幹開閉器との接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ

- (7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第

1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 契約電力1キロワット及び電力量1キロワット時の単価の単位は1銭とする。

エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

オ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

キ 本仕様書及び契約約款等に定めのない事項について、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

- (4) 料金の請求は、学校ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行うこと。請求の際には、紙の請求書のほかに、学校ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、Microsoft Excel や CSV 形式等のファイルとし、別紙1の番号順に学校ごとのデータを並べたものとする。

また、請求額の算定にあたっては、学校ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

- (5) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を学事課、各学校へ通知すること。

4 添付資料

別紙2「定額電灯一覧」

別紙2

定額電灯一覧表

No.	学校名	電気使用場所	契約種別	定額電 灯・機器 (40W)	定額電 灯・機器 (60W)	定額電 灯・機器 (100W)	定額電 灯・機器 (50VA)	定額電 灯・機器 (100V)	
1	渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1	定額電灯	0	3	0	0	0	
2	下作延小学校	川崎市高津区下作延5丁目19-1	定額電灯	0	0	0	0	1	
3	向丘小学校	川崎市宮前区平1丁目6-1	定額電灯	0	0	1	0	1	
4	南菅小学校	川崎市多摩区菅馬場3丁目25-1	定額電灯	0	0	0	0	1	
5	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1丁目2-4	定額電灯	0	0	0	0	1	
6	平中学校	川崎市宮前区平3丁目15-1	定額電灯	4	2	0	2	0	
			計	4	5	1	2	4	16

仕 様 書

1 概要

川崎市立殿町小学校ほか4校で使用する電力の供給（従量電灯）

- (1) 件名 川崎市立殿町小学校ほか4校で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 別紙3のとおり
- (3) 業種及び用途 学校
- (4) 契約種別 低圧電力

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 200ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 200ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電方式
- カ 蓄熱式負荷設備 無

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 A（アンペア）（またはKVA）は別紙のとおり
- イ 予定使用電力量 11,023キロワット時

（月別の予定使用電力量は、別紙「予定使用電力量」のとおり）

- (3) 契約期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

- (4) 電力量等の検針

- ア 電力会社の検針方法 検針員による検針
- イ 計量器 電力需給用複合計器（通信機能なし）

- (5) 需給地点

需要場所における川崎市が設置した主幹開閉器との接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ

- (7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供

給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第

1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 契約電力1キロワット及び電力量1キロワット時の単価の単位は1銭とする。

エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

オ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

キ 本仕様書及び契約約款等に定めのない事項について、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(4) 料金の請求は、学校ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行うこと。請求の際には、紙の請求書のほかに、学校ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、Microsoft Excel や CSV 形式等のファイルとし、別紙1の番号順に学校ごとのデータを並べたものとする。

また、請求額の算定にあたっては、学校ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を学事課、各学校へ通知すること。

4 添付資料

別紙3「従量電灯一覧表」

別紙3

従量電灯一覧表

No.	学校名	電気使用場所	契約種別	契約
1	殿町小学校(プール)	川崎市川崎区殿町1丁目17-19	従量電灯 B	15A
2	高津小学校(防災備蓄倉庫)	川崎市高津区溝口4丁目19-1	従量電灯 B	20A
3	久地小学校(校庭倉庫)	川崎市高津区久地4丁目2-1	従量電灯 C	20kVA
4	南野川小学校(サポートセンター)	川崎市宮前区野川2丁目12-1	従量電灯 C	7kVA
5	幸高等学校(弓道場・テニスコート)	川崎市幸区戸手本町2丁目	従量電灯 B	30A

別紙

予定使用電力量

	殿町小	高津小	久地小	南野川小	幸高校
月別	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月	49	0	182	435	121
5月	63	0	229	458	135
6月	46	0	210	502	129
7月	28	0	185	536	142
8月	30	0	193	504	164
9月	33	0	196	492	184
10月	55	0	208	548	171
11月	51	0	200	498	135
12月	54	0	225	572	133
1月	63	0	278	528	168
2月	54	0	230	641	90
3月	56	0	222	510	87
合計	582	0	2,558	6,224	1,659

仕 様 書

1 概要

川崎市立殿町小学校ほか2校で使用する電力の供給（低圧電力）

- (1) 件名 川崎市立殿町小学校ほか2校で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 別紙4のとおり
- (3) 業種及び用途 学校
- (4) 契約種別 低圧電力

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 200ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 200ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電方式
- カ 蓄熱式負荷設備 無

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 A（アンペア）（またはKVA）は別紙のとおり
- イ 予定使用電力量 6,698キロワット時

（月別の予定使用電力量は、別紙「予定使用電力量」のとおり）

- (3) 契約期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

- (4) 電力量等の検針

- ア 電力会社の検針方法 検針員による検針
- イ 計量器 電力需給用複合計器（通信機能なし）

- (5) 需給地点

需要場所における川崎市が設置した主幹開閉器との接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ

- (7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 契約電力1キロワット及び電力量1キロワット時の単価の単位は1銭とする。

エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

オ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

キ 本仕様書及び契約約款等に定めのない事項について、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(4) 料金の請求は、学校ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行うこと。請求の際には、紙の請求書のほかに、学校ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、Microsoft Excel や CSV 形式等のファイルとし、別紙1の番号順に学校ごとのデータを並べたものとする。

また、請求額の算定にあたっては、学校ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を学事課、各学校へ通知すること。

4 添付資料

別紙4「低圧電力一覧表」

別紙4

低圧電力一覧表

No.	学校名	電気使用場所	契約種別	契約
1	殿町小学校(プール)	川崎市川崎区殿町1丁目17-19	低圧電力	5kW
2	久地小学校(校庭倉庫)	川崎市高津区久地4丁目2-1	低圧電力	14kW
3	南野川小学校(サポートセンター)	川崎市宮前区野川2丁目12-1	低圧電力	15kW

別紙

予定使用電力量

	殿町小	久地小	南野川小
月別	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月	0	44	257
5月	0	54	127
6月	1	47	240
7月	0	82	217
8月	0	238	900
9月	0	107	551
10月	0	278	228
11月	0	89	257
12月	0	51	530
1月	0	208	696
2月	0	101	767
3月	0	110	518
合計	1	1,409	5,288

電 気 需 給 契 約 書

令和4年度

- 1 品名又は件名 川崎市立学校が使用する公衆街路灯、定額電灯、従量電灯及び低圧電力の供給に関する契約
- 2 納入又は履行場所 川崎市立殿町小学校ほか57校
- 3 契約金額 別添「契約金額一覧」
- 4 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約保証金 川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除

上記の電気需給について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長

福 田 紀 彦 印

受注者

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(予算執行課：教育委員会総務部学事課)

<サンプルのため、適宜契約内容にあわせて作成予定>

契約金額一覧

公衆街路灯 A

1 契約金額

		単位	料金 (税込)
需要家料金		1 契約	円
電灯料金	20W をこえ 40W まで	1 灯	円
	40W をこえ 60W まで	1 灯	円
	60W をこえ 100W まで	1 灯	円
	100W をこえる場合 100W までごとに	1 灯	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

※電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

※電気料金を算定する際は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

2 料金計算式

需要家料金 + 電灯料金 + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・電灯料金 = 電灯数 × 電灯料金単価
- ・燃料費調整額 = 電灯数 × 燃料費調整額単価
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 電灯数 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金

3 端数処理

上記の合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。

定額電灯

1 契約金額

		単位	料金 (税込)
需要家料金		1 契約	円
電灯料金	20W をこえ 40W まで	1 灯	円
	40W をこえ 60W まで	1 灯	円
	60W をこえ 100W まで	1 灯	円
小型機器 料金	50VA まで	1 機器	円
	50VA をこえ 100VA まで	1 機器	円
	100VA をこえる場合 100VA までごとに	1 機器	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

※電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

※電気料金を算定する際は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

2 料金計算式

需要家料金 + 電灯料金 + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・ 電灯料金 = (電灯数 × 電灯料金単価) + 小型機器料金
- ・ 燃料費調整額 = 電灯数 × 燃料費調整額単価
- ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 電灯数 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金

3 端数処理

上記の合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。

従量電灯

1 契約金額（従量電灯B）

		単位	料金（税込）
基本料金	15A	1契約	円
	20A		円
	30A		円
電力量 料金	最初の120kWhまで(第1段階料金)	1kWh	円
	120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)	1kWh	円
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

2 契約金額（従量電灯C）

		単位	料金（税込）
基本料金		1kVA	円
電力量 料金	最初の120kWhまで(第1段階料金)	1kWh	円
	120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)	1kWh	円
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

※電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

※まったく電気をご使用しない場合の基本料金は、半額とします。

※電気料金を算定する際は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

3 料金計算式

基本料金＋電灯料金＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・基本料金（従量電灯B）＝契約電流（15A～30A）別の基本料金
- ・基本料金（従量電灯C）＝基本料金単価×契約容量
- ・電灯料金

使用電力量が120kWhまでの場合	第1段階料金単価×使用電力量
使用電力量が120kWhをこえ 300kWhまでの場合	第1段階料金単価×120kWh＋第2段階料金単価×（使用電力量－120kWh）

使用電力量が 120kWh をこえ 300kWh までの場合	第 1 段階料金単価×120kWh+第 2 段階料金単 価×180kWh+第 3 段階料金単価×(使用電力 量-300kWh)
-----------------------------------	---

- ・燃料費調整額=電灯数×燃料費調整額単価
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金=電灯数×再生可能エネルギー発電促進賦課金

4 端数処理

上記の合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。

低圧電力

1 契約金額

		単位	料金 (税込)
基本料金		1 契約	円
電力量 料 金	夏季 (7 月～9 月)	1kWh	円
	その他季 (10 月～6 月)	1kWh	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

※電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

※まったく電気をご使用しない場合の基本料金は、半額とします。

※電気料金を算定する際は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

2 料金計算式

基本料金 + 電灯料金 + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × (185・力率) / 100
- ・電灯料金 = 「夏季」または「その他季」の電力量料金 × 使用電力量
- ・燃料費調整額 = 電灯数 × 燃料費調整額単価
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 電灯数 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金

3 端数処理

上記の合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。

川崎市電気需給契約約款

(総則)

第1条 この契約に基づく表記の契約対象の電気需給契約（以下「本契約」という。）に関し、仕様書に基づき発注者の使用する電気の需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払う契約とする。

2 この契約の履行に関し、用いる言語は日本語とし、金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

3 この契約に関係する日本国法令に準拠して、これを履行しなければならない。

(契約金額)

第2条 契約金額は別添1「契約金額一覧」のとおりとする。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額とする。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額を変更することができる。

4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）に基づく賦課金は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める電気需給約款による。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第4条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約により生ずる債務の負担)

第5条 受注者が当該地域を管轄する一般送配電事業者と締結する接続供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

(契約電力の変更)

第6条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上変更するものとする。

2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

(計量及び検査)

第7条 計量日は原則として毎月1日とし、受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならないものとする。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とするものとする。

(料金の支払い)

第9条 受注者は第7条に定めた検査終了後、契約電力に第2条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額、燃料費調整額及び特別措置法に基づく賦課金を加算した額を、1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、財務大臣の決定する率を乗じて得た金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) この契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、受注者が契約に違反したとき。
- (3) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (4) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (5) この契約に関して、受注者が、第2号又は第3号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条の3 第11条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第11条の4 発注者は、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

(違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額に、第9条に定める基本料金を加算した額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、別途、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第15条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(発注者への報告等)

第16条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(電気需給約款)

第17条 この契約書に定めのない事項については、受注者の電気需給約款（以下「約款」という。）によるものとする。

2 この契約書と約款において相反する内容がある場合には、この契約書を優先し、発注者及び受注者はこの契約書に従うものとする。

(その他)

第18条 この契約書及び約款に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。